

随意契約理由書

1. 契約工事名称

寝屋川流域下水道 深野北ポンプ場 1号雨水ポンプ設備更新工事（その2）

2. 随意契約理由

本工事は、平成30年度に設備工事2段階工事契約方式（詳細設計付き）により契約した、寝屋川流域下水道 深野北ポンプ場 1号雨水ポンプ設備更新工事（その1）（以下、「その1工事」と言う。）と一対をなす工事である。

工事の内容は、その1工事に含まれる機器（主機）に付随して必要となる補機・配管設備等の製作及び現場施工であり、その設計は、その1工事の受注者が主機に合致した設計を行ったものである。

また、将来にわたりポンプ設備の機能・性能を十分に発揮させるためには、主機のみならず、補機・配管等を併せた一連のシステムとしての性能確認及び試運転調整等が必要であり、その1工事と本工事とは一体不可分であることから、当該設備を一貫した技術思想で設計した者以外には本工事を実施することができない。

従って、先に契約した寝屋川流域下水道 深野北ポンプ場 1号雨水ポンプ設備更新工事（その1）の受注者である株式会社鶴見製作所と締結した工事請負予約に基づき、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、随意契約を締結したい。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積の徴取を省略するものです。